

再生可能エネルギーの 全量買取制度について

2010年6月9日
電気事業連合会

制度設計の基本的考え方

意見

- 「現在政府が導入を検討している地球温暖化対策税、排出量取引など他の関連政策と、政策としての一貫性、全体の整合性を確保する」という考え方に沿った形で、全量買取制度だけではなく、他の関連政策と合わせた効果や国民負担を明らかにした上で、個々の制度設計について国民の理解を得るべきである。
- 全量買取制度は電力分野だけが制度導入による効果を受益するものではなく、国民全体が低炭素社会を目指すための制度であることに鑑み、電気料金にのみ負担を上乗せするのではなく、国民全体が公平に負担する制度とすべきである。
- 国民負担をなるべく抑える観点から、営利目的の参入者に過剰な利益をもたらすことがないように、買取対象や価格について慎重に検討するべきである。
- 地球温暖化対策やエネルギーセキュリティという目的のためには、再生可能エネルギーの導入促進だけでなく、原子力を中心とする電源ベストミックスや需要面での電化促進などが重要である。
- 全量買取の制度設計は、社会コスト最小化の観点から、バランスの取れたエネルギー・環境政策を目指す中で検討すべきである。

オプションにおけるケース

ケース	A.買取対象	B.住宅用太陽光発電の取扱い	C.新設・既設	D.買取価格		E.買取期間	
1	A1 (あらゆる再生可能エネルギー)	B1 (全量買取)	C1 (新設・既設)			E3 (20年)	
3	A2 (実用化されている等の再生可能エネルギー)					C2 (新設のみ)	D1 (一律価格)
4		15円	15年				
5	D2 (コストベース)	E2 (15年)	20円	20年			
			15円	15年			

ケース	導入量 (万kW)	想定年間発電量 (億kWh)	CO2削減量 (万t)	CO2削減コスト (円/t)	年間買取費用 (億円)
1	3,773以上	513以上	3,075以上	52,297以下	16,083以上
3	3,155～ 3,773	397～513	2,382～ 3,075	25,743～ 28,854	6,131～ 8,873
4	3,155～ 3,474	397～481	2,382～ 2,887	19,407～ 21,798	4,622～ 6,292
5	3,102	397	2,382	20,596	4,906

出所)「再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションについて」(資源エネルギー庁HP)より抜粋。

意 見

- 再生可能エネルギーの全量買取により、約5千億～1.6兆円という大きな国民負担が生じる。このほか、再生可能エネルギーを大量導入した場合の系統安定化対策のためのコストなど低炭素化を進める際には様々な費用が発生することから、これらの費用の適切な負担のあり方を検討すべきであると考える。
- オプションのケースについての評価は、基本的に国による十分な説明と国民の十分な理解のもと、国民の判断に委ねられるべきであると考えるが、少なくとも、既設設備や大型設備も含めて、あらゆる再生可能エネルギーを対象とするケース1、コストベースで買取価格を設定するケース5は望ましくないと考える。

買取対象についてのオプション

A. 買取対象とする種類について

1: あらゆる再生可能エネルギーを対象

(大規模水力、その他バイオマス、潮力、海洋温度差等)

2: 発電事業用も含めて対象
(実用化されているもの、持続可能性や導入効果のあるものを対象)

(太陽光(事業用)、風力、中小水力、地熱、未利用バイオマス等)

3: 非発電事業用のもののみを対象

(太陽光(住宅用・非住宅用)、小型風力等)

C. 新設・既設の取り扱いについて

1: 新設の設備も既設の設備も対象

2: 新設の設備を対象

出所) 第4回(平成22年3月24日)PT資料より抜粋。

意 見

- 国民負担の観点からは、既存設備や大型設備、未だ実用段階にない再生可能エネルギーなどは買取対象とすべきではない。
- 燃料電池は改質時に、コージェネは発電時にCO2を排出する電源であり、太陽光・風力等の再生可能エネルギーとは異なること、国民負担の観点などから買取対象に含めるべきではない。

B. 全量買取の範囲について

1: 全量買取(住宅用太陽光発電等も含む)

高値で買い取れば導入の加速化が見込め、導入インセンティブが余剰電力比率に関わらず一定となる一方で、国民負担が相対的に大きくなることや、既設については配線工事に要する費用負担が生じるという側面がある。

2: 全量買取(住宅用太陽光発電等を除く)

自家消費に対する省エネインセンティブが働くこと、制度の継続性が維持されること、既設の配線工事が回避される等の側面がある一方で、余剰率が高い場合には導入インセンティブが高いものの、低い場合にはインセンティブが相対的に低くなり得る。

出所) 第4回(平成22年3月24日)PT資料より抜粋。

意 見

- 現行の太陽光発電の余剰電力買取対象等、自家消費を行っているお客さまを **全量買取対象とする場合には、省エネに対するインセンティブが低下するほか、お客さま設備の配線や結線方法の変更が必要になることに留意すべき**である。
- **全量・余剰の選択制を導入すると、電気事業者による契約管理等の追加的な負担が発生することに配慮いただきたい。**

D. 買取価格の設定方法について

1: 全ての再生可能エネルギーの買取価格を原則一律に設定する(15~20円程度、価格低減効果のあるもののみ例外)

相対的劣位に置かれるエネルギー源が出ることに懸念されるが、各エネルギー間の競争により発電コスト低減努力が促され、費用対効果が最も高い。

2: 再生可能エネルギーのコスト等を勘案してエネルギー別により買取価格を設定する

あらゆる再生可能エネルギーの投資が等しく増える一方で、コスト高の再生可能エネルギーは高く買うことになるため、国民負担が相対的に大きくなる上、エネルギー間競争やコスト削減努力が生じにくい。

E. 買取期間の設定方法について

1: 10年程度

現行の太陽光余剰買取制度の水準

2: 15年程度

再エネ設備の減価償却期間を参考にした水準

3: 20年程度

諸外国の制度を参考にした水準

出所) 第4回(平成22年3月24日)PT資料より抜粋。

意見

○ **買取価格は**、再生可能エネルギー間の競争を促し、発電コスト低減のインセンティブを促す観点および国民負担を大きくしないという観点から、**原則一律に設定することが適当**である。

○ 買取価格・期間の設定については、国民の納得できる水準とすべきである。

負担方法についてのオプション

F. 費用負担の方法について

1: 電気料金に上乗せされる形の制度

本制度におけるメリットを受ける電力分野内において負担を解消することとなるため、受益者負担の観点からは適当であるが、電力多消費産業への影響が大きくなることが懸念される。

2: 税その他の方法により、広くエネルギー消費全般で負担する制度

すべてのエネルギー利用者がより公平に負担することとなる一方で、電力分野における負担増を他のエネルギーに負わせることには議論あり。

出所) 第4回(平成22年3月24日)PT資料より抜粋。

意 見

- 費用負担の方法は、低炭素社会を国民全体で実現するという政策目的に照らし、税その他の方法により、広くエネルギー消費全般で負担する制度とすべきである。
- 全量買取制度による低炭素社会実現の効果は、電力分野だけでなく国民全体で受益するものであるため、電気料金に上乗せする形が「受益者負担の観点からは適当」との記載は不適切である。
- 全量買取の負担を電気料金のみを上乗せした場合、他のエネルギー利用者との間で不公平が生じる(例えば、エネルギー消費量は同等でも、オール電化の家庭の負担は灯油やガスを併用する家庭に比べて大きくなる)ことにも十分留意すべきである。

G. 地域間調整について

1:全国的に同一の単価を設定する

本来、全国大での取組である再生可能エネルギー普及に対する負担に関し、地域間の公平性が担保される一方で、精算のための仕組みが新たに必要になるなど制度が複雑化する。

2:各地域ごとに単価を設定する

地域ごとの負担の偏りが大きい場合には、地域間の費用負担の格差が拡大することが懸念される。

出所)第4回(平成22年3月24日)PT資料より抜粋。

意 見

- 地域間調整については、広くエネルギー利用者間での公平を保つ制度を導入する中で実現していくべきである。
- 負担方法については、税も含めて検討すべきである。

H. 特定の分野に対する軽減措置の是非について

1: 電気の使用量が大きい者等の負担を軽減する

電力多消費産業等への影響を軽減できる一方、家庭・民生などの他の分野への負担が相対的に重くなることや軽減措置の対象の線引きが困難であることが懸念される。

2: 電力の使用量等に応じた負担を一律とする

すべてのエネルギー利用者が電気の使用量等に応じて公平に負担することとなるが、負担が大きい場合は、電力多消費産業等の国際競争力への影響が懸念される。

出所) 第4回(平成22年3月24日)PT資料より抜粋。

意見

- 特定の分野の需要家に対する負担軽減措置については導入すべきでなく、全ての需要家が公平に負担する制度とし、負担に対する配慮が必要な需要家には全量買取制度の枠外で別の手段を検討すべきである。

その他事務的に検討すべき事項

意 見

[RPS法]

- 全量買取制度の導入に伴い、RPS法は廃止すべきである。なお、RPS法の下で導入された設備に関する既契約分については、経過措置等を検討すべきである。

[補助金等]

- 再生可能エネルギーは、設置段階の投資コストの負担が大きいため、設置段階での助成は有効である。従って、補助金と買取制度をバランス良く組合せていくべきである。

[系統安定化対策]

- 再生可能エネルギーを大量導入した場合の電力系統の安定化対策については、世界最先端の制御システムが不可欠である。
- 電気事業者としても、技術開発に積極的に取り組んでいくが、その開発導入には十分なリードタイムが必要であることを踏まえて、今後の再生可能エネルギーの導入計画を考えるべきである。
- また、系統安定化対策の実施に要するコストの負担のあり方について十分に検討し、国民の理解を得る必要がある。

[制度の法的な位置づけ]

- 全量買取は、現行の太陽光余剰買取に比べて、対象範囲や負担レベルなどの面で国民への影響が大きく、また、負担の回収の実施にあたっては現場での業務負担が予想される。
- よって、電気料金に上乗せされる形の制度となる場合には、全ての需要家に確実に買取費用をご負担いただけるよう、買取の内容とともに、負担の支払義務を明確にし、法令にその旨を規定すべきである。

[制度の実施時期・説明]

- 制度の内容により、契約変更に関わる諸手続きや電気事業者のシステム改修等に時間を要するため、実施時期の決定にあたっては、現場に混乱が生じないよう、十分な配慮が必要である。
- 制度について、国民に対して国が十分な説明を行うとともに、相応の周知期間を設ける必要がある。
- ケース別の試算結果については、電気料金に上乗せすることを前提として標準家庭の負担額だけが示されているが、大規模な工場・ビル、中小規模の店舗など、国民それぞれが自らの負担水準をイメージできるように明示する等、説明を工夫する必要がある。

[制度の存続期間]

- 本制度は恒久的な制度とせず、全量買取の効果、国民負担の状況、再生可能エネルギー導入による電力系統への影響などをチェックしつつ、定期的な検討を行うべきである。